

## (4) 富山県立高岡高等支援学校 同窓会会則

第1条 本会は、富山県立高岡高等支援学校同窓会と称し、事務局を富山県立高岡高等支援学校内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 会員の親睦を図る事業
- 2 その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 通常会員 富山県立高岡高等支援学校の卒業生、及び本校に在籍した者で希望する者
- 2 特別会員 本校の現教職員及び旧教職員

第5条 本会には、下記の役員を置き、会の運営に当たる。役員任期は次回の総会までとし、再任を防げない。

第6条 会長は、総会において選出する。副会長・学級代表・監査委員は、会長がこれを任命する。

第7条 本会には、顧問を置くことができる。顧問は、役員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第8条 本会の会議は、総会と役員会の2種とし、会長はこれを召集する。

- 1 定期総会は、年1回開催する。なお会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
- 2 役員会は、必要に応じ随時開くことができる。

第9条 本会の経費は、入会金・寄付金等の収入をもってこれに充てる。

- 1 通常会員は卒業などにより会員になるときに入会金3千円（終身会費）を納入する。
- 2 特別会員は納入を必要としない。1口千円の賛助金を任意に拠出する。
- 3 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第10条 会長は本会の庶務、会計等の事務を校長に委任することができる。

第11条 本会において、以下の行為を禁止する。

- ・ 商品等の売り込み、営業行為
- ・ 宗教活動または宗教団体への勧誘行為

・ 政治、選挙活動

・ 金品の貸し借り

・ 他者の名誉や権利を侵害する行為（SNSやメール、ネット掲示板等での誹謗中傷を含む）

・ その他、役員、事務局が不適切と判断する行為

第12条 この会則には、別に細則を定めることができる。

第13条 この会則は、総会において出席者の1/2以上の賛同があれば改正することができる。

第14条 この会則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成28年10月22日より一部改正する。

附 則 この会則は、平成29年8月12日より一部改正する。

附 則 この会則は、令和5年5月 日より一部改正する。

#### 備 考

- 1 会員の住所や職場などに変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡すること。

事務局（連絡先）

〒933-0987 富山県高岡市東海老坂950

富山県立高岡高等支援学校 同窓会 事務局（担当 水上）

TEL. 0766-22-5158 FAX. 0766-22-5127

E-mail takaokakotoshien@ed.pref.toyama.jp